

消 防 予 第 59 号
令和 5 年 2 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに
対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定め
る省令の一部を改正する省令等の公布について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 号。以下「改正省令」という。）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 3 号。以下「改正告示 3 号」という。）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 4 号。以下「改正告示 4 号」という。）が令和 5 年 2 月 21 日に公布されました。

今回の改正は、令和 3 年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」とこととされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号。以下「8 号告示」という。）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号。以下「19 号告示」という。）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うものです。また、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）を受けて行われた「急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）における検討結果を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に規定されている急速充電設

備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものです。

また、これに伴い、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 火災予防分野の各種手続に係る様式の見直しに関する事項

1 管理権原が分かれている防火対象物に係る記入欄の見直しについて

消防計画作成（変更）届出書等について、「複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称」を記入する欄を追加することで、管理権原が分かれている防火対象物の場合の記入方法を明確化することとしたこと（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）別記様式第 1 号の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 及び別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3、改正告示 3 号による改正後の 8 号告示（以下「新 8 号告示」という。）別記様式第 1 並びに改正告示 4 号による改正後の 19 号告示（以下「新 19 号告示」という。）別記様式第 1 関係）。

2 消防法上の届出義務者の明確化について

防火・防災管理者選任（解任）届出書等について、「届出者」等を「管理権原者」等消防法上の届出義務者に改めることとしたこと（新規則別記様式第 1 号の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 及び別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3、新 8 号告示別記様式第 1 並びに新 19 号告示別記様式第 1 関係）。

3 様式の統合について

防災管理点検報告特例認定申請書を削除し、防火対象物点検報告特例認定申請書を防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書と改めることとしたこと（改正省令による改正前の規則別記様式第 14 号及び新規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 関係）。

また、管理権原者変更届出書（防災）を削除し、管理権原者変更届出書（防火）を防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書と改めることとしたこと（改正省令による改正前の規則別記様式第 15 号及び新規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 関係）。

これらの様式の統合に伴い、所要の規定の整理を行ったこと（新規則第 51 条の 16 第 2 項関係）。

4 その他所要の規定の整備について

様式間での記載事項の統一や改正前の様式において重複して記入が必要となっていた項目の削除等、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第二 急速充電設備に関する事項

1 急速充電設備の定義について

改正省令による改正後の対象火気省令（以下「新対象火気省令」という。）上の急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃したこと。また、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストも含むこととしたこと（新対象火気省令第3条第20号関係）。

2 充電ポストの取扱いに関する事項

以下の規定については充電ポストには適用しないこととしたこと。

- ・ 筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと（新対象火気省令第10条第13号関係）。
- ・ 屋外に設けるものにあっては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと（新対象火気省令第16条第4号関係）。

3 緊急停止装置について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととしたこと（新対象火気省令第16条第9号ト関係）。

4 蓄電池について

主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととしたこと（新対象火気省令第16条第10号関係）

また、分離型の急速充電設備にあっては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととしたこと（新対象火気省令第16条第11号関係）。

5 所要の規定の整備について

その他、所要の規定の整備を行ったこと（新対象火気省令第16条第9号関係）

係)。

第三 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

改正省令のうち規則の一部改正、改正告示 3 号及び改正告示 4 号については令和 5 年 4 月 1 日、改正省令のうち対象火気省令の一部改正については令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（改正省令附則第 1 条、改正告示 3 号附則第 1 項及び改正告示 4 号附則第 1 項関係）。

2 経過措置について

(1) 火災予防分野の各種手続に係る様式の見直しについて

改正省令、改正告示 3 号又は改正告示 4 号による改正前の規則、8 号告示又は 19 号告示に定める届出書の様式については、改正後の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができることとしたこと（改正省令附則第 2 条、改正告示 3 号附則第 2 項及び改正告示 4 号附則第 2 項関係）。

(2) 急速充電設備について

改正省令のうち対象火気省令の一部改正の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新対象火気省令第 3 条第 20 号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第 3 条関係）。

第四 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第二と同様の改正を行うこととしたこと（第 11 条の 2 関係）。

2 喫煙等に関する規定の見直しについて

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Z8210 に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならないこととしたこと（第 23 条関係）。

3 施行期日等について

(1) 施行期日について

公布の日から施行することとしたこと。ただし、第 11 条の 2 の改正規定については令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（附則第 1 項関係）。

(2) 経過措置について

ア 急速充電設備について

第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がなされている改正後の火災予防条例（例）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第 2 項関係）。

イ 喫煙等に関する規定の見直しについて

改正後の第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとしたこと（附則第 3 項）。

○総務省令第八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(防災管理点検の特例) 第五十一条の十六　〔略〕 2　第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。	(防災管理点検の特例) 第五十一条の十六　〔同上〕 2　第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿			年	月	日
☐防火 ☐防災			防火 防火 防火		
住所			氏名		
別添のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。					
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）					
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 ^{※1} （変更の場合は、変更後の用途）			令別表第1 ^{※1}		（ ）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）					
受 付 欄 ^{※2}			経 過 欄 ^{※2}		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
 - 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 - 4 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿			年	月	日
防火 防火 防火			防火 防火 防火		
住所			氏名		
別添のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。					
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）					
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）			令別表第1		（ ）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - 3 ※印の欄は記入しないこと。

☐ 防火
☐ 防災

管理者選任 (解任) 届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 職										年 月 日																																																	
管理権限者										住 所																																																	
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）										氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）																																																	
電話番号										電話番号																																																	
下記のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。										電話（ ）																																																	
<table border="1"> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>管理権限者</th> <th>消防機関の場合に管理権限を有する消防機関の名称</th> <th>収容人員^{※1}</th> <th>収容人員</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">区</td> <td rowspan="4">第 2 条を適用するもの^{※2}</td> <td> ☐ 単一権限 ☐ 複数権限 </td> <td rowspan="4"> ☐ 甲種 ☐ 乙種 </td> <td> ☐ 収容権限^{※1} </td> <td> ☐ 収容人員^{※1} </td> </tr> <tr> <td> ☐ 消防^{※1} </td> <td> ☐ 消防^{※1} </td> </tr> <tr> <td> ☐ 消防^{※1} </td> <td> ☐ 消防^{※1} </td> </tr> <tr> <td> ☐ 消防^{※1} </td> <td> ☐ 消防^{※1} </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 消防 又 は の 工 作 物 建築物 象 物 </td> </tr> </table>												所在地	名称	管理権限者	消防機関の場合に管理権限を有する消防機関の名称	収容人員 ^{※1}	収容人員	区	第 2 条を適用するもの ^{※2}	☐ 単一権限 ☐ 複数権限	☐ 甲種 ☐ 乙種	☐ 収容権限 ^{※1}	☐ 収容人員 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	☐ 消防 ^{※1}	消防 又 は の 工 作 物 建築物 象 物																													
所在地	名称	管理権限者	消防機関の場合に管理権限を有する消防機関の名称	収容人員 ^{※1}	収容人員																																																						
区	第 2 条を適用するもの ^{※2}	☐ 単一権限 ☐ 複数権限	☐ 甲種 ☐ 乙種	☐ 収容権限 ^{※1}	☐ 収容人員 ^{※1}																																																						
		☐ 消防 ^{※1}		☐ 消防 ^{※1}																																																							
		☐ 消防 ^{※1}		☐ 消防 ^{※1}																																																							
		☐ 消防 ^{※1}		☐ 消防 ^{※1}																																																							
消防 又 は の 工 作 物 建築物 象 物																																																											
<table border="1"> <tr> <th>氏名（フリガナ）</th> <th>生 年 月 日</th> <th>所 在 地</th> <th>職 務 上 の 地 位</th> <th>消防管理^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> <th>消防機関^{※1}</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">氏 名（フリガナ）</td> <td rowspan="4">生 年 月 日</td> <td rowspan="4">所 在 地</td> <td rowspan="4">職 務 上 の 地 位</td> <td rowspan="4"> ☐ 消防管理^{※1} ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="4"> ☐ 消防機関^{※1} </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="3"> ☐ 消防機関^{※1} </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td rowspan="2"> ☐ 消防機関^{※1} </td> </tr> <tr> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> <td> ☐ 消防機関^{※1} </td> </tr> </table>												氏名（フリガナ）	生 年 月 日	所 在 地	職 務 上 の 地 位	消防管理 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	氏 名（フリガナ）	生 年 月 日	所 在 地	職 務 上 の 地 位	☐ 消防管理 ^{※1} ☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	
氏名（フリガナ）	生 年 月 日	所 在 地	職 務 上 の 地 位	消防管理 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}	消防機関 ^{※1}																																																
氏 名（フリガナ）	生 年 月 日	所 在 地	職 務 上 の 地 位	☐ 消防管理 ^{※1} ☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}																																																
												☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}																																										
																		☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}																																						
																						☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}																																			
☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}	☐ 消防機関 ^{※1}																																																		
<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> </table>												氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> </table>												氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> </table>												氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> </table>												氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 </td></tr></table>												氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏																				
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名																																																
氏 名	氏 名	氏 名	氏																																																								

防火
防災

管理者選任（解任） 届出書

年　月　日

消防長（消防隊長）（市町村長）
鹿出者
住所 _____

法人の場合は、名
称及び代表者氏名

下記のとおり、防火管理者を選任（附任）したので届け出ます。

防火 防災 氏 名 _____

防火・防災管理					
建築物その他への工 作物	火災の 原因	所在地		電話（ ）	
		名称	用途	() 項	収容人員
※令第2条を適用するもの		☐ 甲種	☐ 乙種	管理権限	☐ 単一権限 ☐ 複数権限
		名	称	用 途	収容人員
※令第3条第3項を適用するもの					
氏名・生年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生
住 所		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
選任上の地位		職務上の地位			
資格	☐ 甲種 （ ☐ 新規講習 ☐ 再講習）	☐ 乙種 （ ☐ 新規講習 ☐ 再講習）	講 義		
			種 別		
			修了年月日	年 月 日	年 月 日
その他			令第3条第1項第 号()	令第47条第1項第 号()	規則第5条の5第 号()
氏 名			年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任理由			年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他必要事項欄			年 月 日	年 月 日	年 月 日
受 付 欄			年 月 日	年 月 日	年 月 日

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	統括	☐ 防火 ☐ 防災	管理者
	住所		
	氏名		
別添のとおり、全体についての ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1	（ ） 項	
その他の必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受 付 欄*	経 過 欄*		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	統括	防火 防災	管理者
	住所		
	氏名		
別添のとおり、全体についての ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1	（ ） 項	
その他の必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8、第51条の16関係)

☐防火対象物
☐防火管理
☐点検報告特別認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日	
管理権原者		住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記のとおり、 ☐ 防火対象物 点検報告の特例の認定を受けたので申請します。			
記			
防火管理権原	☐ 単一権原 ☐ 複数権原	複数権原の場合に適用権原に属する部分の名称	
対象物	令第2条を適用するもの※2	名称	令別表第1 () 項 収容人員※1
申請者が管理を開始した年月日	☐ 防火対象物 ☐ 防火管理対象物	年 月 日	年 月 日
前回の特別認定年月日	☐ 防火対象物 ☐ 防火管理対象物	年 月 日	年 月 日
その他必要な事項			
受付欄※3		経過欄※3	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の名称を記入すること。
4 ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。
5 防火対象物又は防火管理対象物の所在地、管理権原者が防火対象物又は防火管理対象物の管理を開始した日その他市町村長が定める事項を記載した書類を添付すること。
6 ※3欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8関係)

防火対象物点検報告特別認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日	
申請者		住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたので、同条第2項の規定に基づき申請します。			
記			
防火対象物	所在地	名称	令別表第一 () 項
防火対象物	用途	収容人員	管理権原 単一権原・複数権原
申請者が防火対象物の管理を開始した年月日	年 月 日	消防法施行令第2条を適用するもの	名称 用途 収容人員
前回の特別認定年月日	年 月 日		
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3（第4条の2の8、第51条の16関係）

☐防火対象物 管理権原者変更届出書
☐防災管理対象物

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年 月 日	
変更前の管理権原者			
住所			
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
電話番号			
下記のとおり、 ☐ 防火対象物 の管理権原者を変更したので届け出ます。 ☐ 防災管理対象物			
記			
防火対象物 又は 防災管理対象物	所在地		
	名称		
	複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称		
	用途 ^{※1}	令別表第1 ^{※1}	（ ）項
	住所		
変更後の管理権原者	氏名		
	【法人の場合は、名称及び代表者氏名】 電話番号		
特例認定を受けた年月日		☐ 防火対象物 年 月 日 ☐ 防災管理対象物 年 月 日	
変更年 月 日		年 月 日	
その他の必要事項			
受付欄 ^{※2}		経過欄 ^{※2}	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3（第4条の2の8関係）

管理権原者変更届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年 月 日	
届出者			
住所			
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	令別表第一（ ）項	
	住所		
変更前の管理権原者	氏名		
	電話番号		
	住所		
変更後の管理権原者	氏名		
	電話番号		
防火対象物の特例認定を受けた年月日		年 月 日	
変更年 月 日		年 月 日	
その他の必要事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の16関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	年 月 日
管理権所有者	
住所	
氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	

下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。

記

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権限が分かれている 場合の当該権限の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	氏名 住所
総括管理者の氏名及び住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
受付欄	経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 総括管理者の資格を証する書面を添付すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の16関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	年 月 日
管理権所有者	
住所	
氏名 法人の場合は、名称及び代表者氏名	

下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権限が分かれている 場合の当該権限の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	氏名 住所
総括管理者の氏名及び住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書									
消防長（消防署長）（市町村長） 殿				届 出 者		年 月 日			
				住 所					
				氏 名					
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。									
記									
設置者		住 所		電 話（ ）					
氏 名		氏 名							
防 火 用 対 象		在 地 称 途							
構 造、規 模		床面積		m ² 延べ面積		m ²			
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類									
種 別		新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）							
工 施 工 所 名		住 所 氏 名		電 話（ ）					
氏 名		住 所 氏 名							
消防設備士		免 状		種 類 等		交付知事		交付年月日	
事		甲・乙		種 類		都道府県		講習受講状況	
完 成 年 月 日				決 裁 欄				備 考	
受 付 欄									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
3 ※欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書									
消防長（消防署長）（市町村長） 殿				届出者		年 月 日			
				住 所					
				氏 名					
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。									
記									
設置者		住 所		電 話（ ）		番			
氏 名		氏 名							
防 火 用 対 象		在 地 称 途							
構 造、規 模		床面積		m ² 延べ面積		m ²			
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類									
種 別		新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）							
工 施 工 所 名		住 所 氏 名		電 話（ ）		番			
氏 名		住 所 氏 名		電 話（ ）		番			
消防設備士		免 状		種 類 等		交付知事		交付年月日	
事		甲・乙		種 類		都道府県		講習受講状況	
審 工 年 月 日				完 成 年 月 日		検 査 希 望 年 月 日		※受 付 欄	
※受 付 欄				※決 裁 欄				※備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
3 ※欄には、記入しないこと。

工事整備対象設備等着工届出書

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

龍王廟前街

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 「一〇十九 略」 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ―（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ―及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） 第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。 「一〇十二 略」 十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。 (その他の基準) 第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。 「一〇三 略」 四 燃料電池発電設備、発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 「イ〇ハ 略」 二 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポスト 「五〇八 略」 九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 「イ 略」 ロ コネクタ―と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。	(対象火気設備等の種類) 第三条 「同上」 「一〇十九 同上」 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。） 第十条 「同上」 (火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造) 「一〇十二 同上」 十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 (その他の基準) 第十六条 「同上」 「一〇三 同上」 四 「同上」 「イ〇ハ 同上」 「新設」 「五〇八 同上」 九 「同上」 「イ 同上」 ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ハ コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにすること。 「二へ 略」 ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができるとき、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができるときに設置すること。 チ 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止すること。 リ コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 「ヌ・ル 略」 十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。 「イニ 略」 十一 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
	ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。 「二へ 同上」 ト 急速充電設備を手動で緊急に停止させることができること。 チ 自動車等の衝突を防止すること。 リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 「ヌ・ル 同上」 十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 「イニ 同上」 「新設」

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

（消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項（同令第五十一条の九において準用する場合を含む。）、第四条第一項（同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項（同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。）、第四条の二の八第二項及び第七項（同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

る基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書										年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 殿											
管理権原者											
住所											
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）											
電話番号											
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。											
記											
所在地											
名称											
防火対象物の場合、管理権原に属する部分の名称											
用途											
令第1表第1号（ ）項											
構造・規模											
床面積											
地上 階 地下 階											
点検実施日											
年 月 日											
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用											
☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号											
住所											
氏名											
講習機関名											
免状交付年月日											
免状交付番号											
有効期限											
受付欄											
議決欄											
備考											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※1欄は、複数年の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
3 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、適用される規定がある場合、該当する規定の□にシ点を記入すること。
4 ※2欄は、記入しないこと。

改正前

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書										年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 殿											
届出者											
住所											
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）											
電話番号											
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。											
記											
所在地											
名称											
防火対象物の場合、管理権原に属する部分の名称											
用途											
令第1表第1号（ ）項											
構造・規模											
床面積											
地上 階 地下 階											
点検実施日											
年 月 日											
点検票											
別添の通り											
☐ 有 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号											
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用											
☐ 有 ☐ 無											
住所											
氏名											
講習機関名											
免状交付年月日											
免状交付番号											
再講習受講年											
受付欄											
議決欄											
備考											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の□にシ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にシ点を記入すること。なお、「有」の場合は、同項各号のうち適用される規定の□にシ点を記入すること。
3 ※1の欄は、記入しないこと。

附 則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

管理権所有者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地										
	名 称										
	防災管理対象物の 構造・規模										
	用途	用途		地上		階		地下		階	
点 検 実 施 日	年		月		日						
点 検 所	電話番号										
点 検 者	氏 名										
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	年	月	日	免状交付番号	第	号	年	月	日
受 付 欄	経 過 欄	備 考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※1欄は、複数権原の場合については管理権原に属する部分の情報を記入すること。
3 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届 出 者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地										
	名 称										
	用途	用途		地上		階		地下		階	
	構造・規模	床面積		m ²		延べ面積		m ²			
点 検 実 施 日	年		月		日						
点 検 所	別添のとおり										
点 検 者	氏 名										
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	年	月	日	免状交付番号	第	号	年	月	日
受 付 欄	経 過 欄	※備考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。」をいう」を「を除く。」をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第一号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第十一条の二第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第十一条の二第二項第六号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第七号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第十一号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第十二号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第十三号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第十六号中「当該蓄電池」の下に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第十六条第一項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十三条第一項第三号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三項を削り、同条第四項第二号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は前項第二号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Ｚ八二一〇に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇〇一号又は日本産業規格Ｚ八二一〇に適合するものとしなければならない。

第二十三条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第十一条の二第一項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二第一項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第二十三条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される健康増進法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改	正	後	改	正	前
（急速充電設備） 第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ―（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて 充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるもの			（急速充電設備） 第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう 。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造		

にあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

二 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

三〇五 (略)

六 コネクター と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

八〇十 (略)

十一 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

十二 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十三 コネクター

について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネ

り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

二 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

三〇五 (略)

六 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

八〇十 (略)

十一 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる

こと。

十二 自動車等 の衝突を防止する措置を講ずること。

十三 コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するた

めの部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネ

クターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十四・十五 (略)

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

イゝニ (略)

十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

十八・十九 (略)

2 (略)

(避雷設備)

第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場

クターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十四・十五 (略)

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イゝニ (略)

(新設)

十七・十八 (略)

2 (略)

(避雷設備)

第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場

所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んでならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四 （略）

2 （略）

（削る）

3 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 （略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条

所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んでならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四 （略）

2 （略）

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。

4 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 （略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七

第二項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。） 4 第二項又は前項第二号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとしなければならない。 5 第三項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 （略） 別表第七 削除	に定めるものとしなければならない。） （新設） 5 前項 第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 （略） 別表第七（第二十三条関係） （略）
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十一条の二第一項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二第一項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第二十三条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される健康増進法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。